

事務連絡
令和7年10月8日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

健康保険証の有効期限到来を見据えた
措置等に係る医療における受診券の発行等の取扱いについて

従来の健康保険証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行に伴い、令和6年12月2日から新たに発行されなくなり、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みに移行しています。

こうした中、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置等（同法第22条第1項に規定する助産施設における助産の実施、第27条第1項第3号及び第2項に規定する措置並びに第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下同じ。）に係る医療における受診券の発行手続等の取扱いについては、「マイナ保険証への移行に伴う措置等に係る医療における受診券の発行等について」

（令和6年11月25日付けこども家庭庁成育局母子保健課、支援局虐待防止対策課、家庭福祉課、障害児支援課事務連絡）においてお示ししているところですが、今般、国民健康保険の各保険者で発行している従来の健康保険証の有効期限が令和7年7月末以降順次到来し、令和7年12月1日には、その他の被用者保険の各保険者で発行している従来の健康保険証の有効期限も迎える中で、これまでどおり措置等に係る医療が適切に受けられるよう、丁寧な対応が必要となることから、別添資料のとおり、改めて受診券を発行する場合や医療機関を受診する場合に必要な対応を整理し、お示しすることとしたので、御了知の上、受診券発行事務等の適正な実施を図られるようお願いします。

また、各都道府県、指定都市及び中核市担当者におかれましては、管内市町村担当者及び関係施設等に本事務連絡を周知していただくよう、よろしくお願いします。



【別添】

- ・ マイナ保険証移行に伴う措置児童等への対応について（フロー図）
- ・ 「マイナ保険証への移行に伴う措置等に係る医療における受診券の発行等について」（令和6年11月25日付けこども家庭庁成育局母子保健課、支援局虐待防止対策課、家庭福祉課、障害児支援課事務連絡）

マイナ保険証移行に伴う措置児童等への対応について

(別添)

- マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、お手元の健康保険証については、
 - ・ 国民健康保険の健康保険証は、券面に記載のある有効期限（多くの自治体は令和7年7月31日）まで、
 - ・ 期限の定めのない被用者保険の健康保険証は、令和7年12月1日まで、有効にお使いいただけることになっております（※）。
 - ※ 令和6年12月2日以降、転職や転居等により加入している保険者が変わった方は、その時点でお手元の健康保険証は使えなくなります。
 - こうした中、児童養護施設等に入所する措置児童等は、以下の2場面で医療保険資格を証明する書類の提出が必要になりますので、措置児童等が置かれている状況によって、**お手元の健康保険証の有効期限が近付いてきたタイミングで、児童相談所・施設等において行っていただきたい対応**について、2場面それぞれでフロー図（簡易版、詳細版）を作成いたしました。ぜひご活用ください。
 - ① 児童相談所が（公費負担を受けるための）受診券（※）を発行、更新する場面
 - ② 保険証「有」受診券を有していて、医療機関を受診する場面
 - ※ 措置児童等に係る公費負担医療制度について
 - ・ 受診券発行手続の際に措置児童等の保険証等の提示があれば、「保険証「有」受診券」が交付され、医療機関の受診時は、受診券とともに保険証等の提示があることを前提に、保険適用後の自己負担分（3割、未就学児2割）が公費負担となる。
 - ・ 受診券発行手続の際に措置児童等の保険証等の提示が無ければ、「保険証「無」受診券」（資格情報が記載されていない受診券）が交付され、医療機関の受診時は（保険適用されず、全額自己負担となることから）受診券提示により10割が公費負担となる。
- （参考）被措置児童等が置かれている状況を踏まえた資格確認書の交付について
- マイナ保険証の登録をしていない措置児童等については、**申請手続きをせずとも**、お手元の健康保険証の有効期限が切れる前に（例：国民健康保険であれば、これまでの健康保険証と同様、有効期限が切れる月の前月～当月目途）、加入先の保険者から親権者等の被保険者（世帯主等）（以下単に「親権者等」という。）のもとに「資格確認書」（※）が送付されます。
 - ※ 資格確認書の有効期限は、5年以内で保険者が設定することとなっています。
 - マイナ保険証の登録をしている措置児童等についても、親権者等から（※）加入先の保険者に**申請があれば**、加入先の保険者から親権者等のもとに「資格確認書」が送付されます。
 - ※ 親権者等から委任を受けた施設職員等が資格確認書の代理申請を行うことも可能です。
 - なお、マイナンバーカードの取得を含め、マイナ保険証の利用登録を行う際の手続等については、下記のマニュアルも参照ください。
福祉施設・支援団体向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル（本編） <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001152538.pdf>

① 受診券の発行を受ける場面に必要な対応のフロー図【簡易版】

児童相談所において受診券を発行・更新する場面について、措置児童等が置かれている状況をもとに、児童相談所・施設の職員等に行っていただく対応を整理すると以下のとおり。

児童相談所・施設の職員等や措置児童等のもとに当該児童等のマイナンバーカード又は資格確認書があるか？

いいえ

【従来の健康保険証の有効期限前に、親権者等に対して、措置児童等のマイナンバーカード又は資格確認書の提出を依頼】
親権者等から提出があったか？

いいえ

【親権者等に対して、資格確認書の代理申請の委任を依頼（※４）】
委任を依頼の上、資格確認書を代理申請し、資格確認書の交付を受けたか？

いいえ

10割公費負担の受診券を発行してください。

（その後、資格確認書を入手できたら、保険証「有」受診券への切替手続きを行ってください。）

はい

はい

はい

【マイナンバーカードのみを有している場合】

・（未登録の場合はマイナ保険証の利用登録を行った（※１）上で、）マイナンバーカードと、マイナポの画面・PDF（※２）又は資格情報のお知らせ等により、保険証「有」受診券（２、３割公費負担）を発行してください。

or

・マイナ保険証の利用が困難な場合は、親権者等が資格確認書の交付申請を行うか、親権者等から委任を受けた施設職員等が保険者に資格確認書の代理申請を行い、保険者から発行された資格確認書により、保険証「有」受診券（２、３割公費負担）を発行してください（※３）。

【資格確認書のみを有している場合】

・資格確認書により、保険証「有」受診券（２、３割公費負担）を発行してください。

【いずれもある場合】

・資格確認書か、マイナンバーカードと、マイナポの画面・PDF又は資格情報のお知らせ等により、保険証「有」受診券（２、３割公費負担）を発行してください。

（※１）措置児童等自身によるマイナ保険証の利用登録が難しい場合は、親権者等・施設職員等がフォローして登録することが可能。なお、措置児童等が生活保護受給世帯に属している場合は、マイナンバーカードの有無にかかわらず、10割公費負担の受診券を発行してください。

（※２）措置児童等の受診券発行手続きの場合、マイナポPDFを印刷したものでも可能。

（※３）【マイナンバーカードのみを有している場合】の対応いずれも難しい場合は、10割公費負担の受診券の発行を受けてください。

（※４）マイナ保険証の利用登録の有無が不明の場合は、資格確認書が後日親権者等宛てに交付される可能性があるため、直ちに代理申請の委任の依頼は不要。その上で、代理申請にあたっては、マイナ保険証の利用登録がされているかどうか分からないケースもあり、以下２パターンがあり得る。

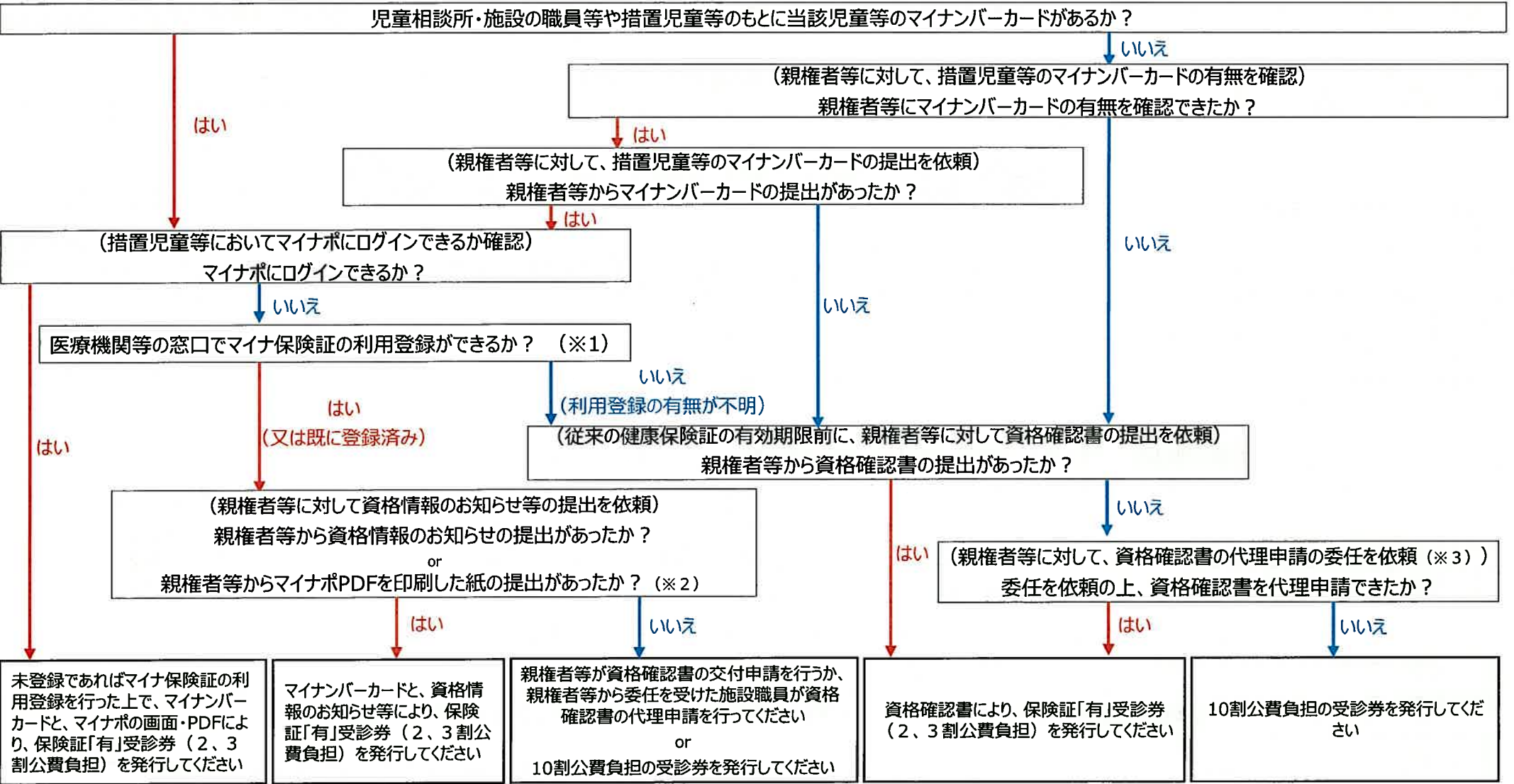
・（利用登録されているが、）マイナ保険証での利用が難しい場合として、資格確認書を代理申請する手続

・（利用登録されておらず、）親権者等に交付された資格確認書が紛失している場合として、資格確認書の再交付を代理申請する手続

また、代理申請の場合、資格確認書は親権者等の元に送付されることとなるが、親権者等と調整の上、交付先を施設又は児童相談所等に変更することも可能。

①受診券の発行を受ける場面に必要な対応のフロー図【詳細版】

児童相談所において受診券を発行・更新する場面について、措置児童等が置かれている状況をもとに、児童相談所・施設の職員等に行っていただく対応を整理すると以下のとおり。



(※1) 措置児童等自身によるマイナ保険証の利用登録が難しい場合は、親権者・施設職員等がフォローして登録することが可能。なお、措置児童等が生活保護受給世帯に属している場合は、マイナンバーカードの有無にかかわらず、10割公費負担の受診券を発行してください。

(※2) 措置児童の受診券発行手続きの場合、マイナポPDFを印刷したもので可能。

(※３) マイナ保険証の利用登録の有無が不明の場合は、資格確認書が後日親権者等宛てに交付される可能性があるため、直ちに代理申請の委任の依頼は不要。その上で、代理申請にあたっては、マイナ保険証の利用登録がされているかどうか分からないケースもあり、以下２パターンがあり得る。

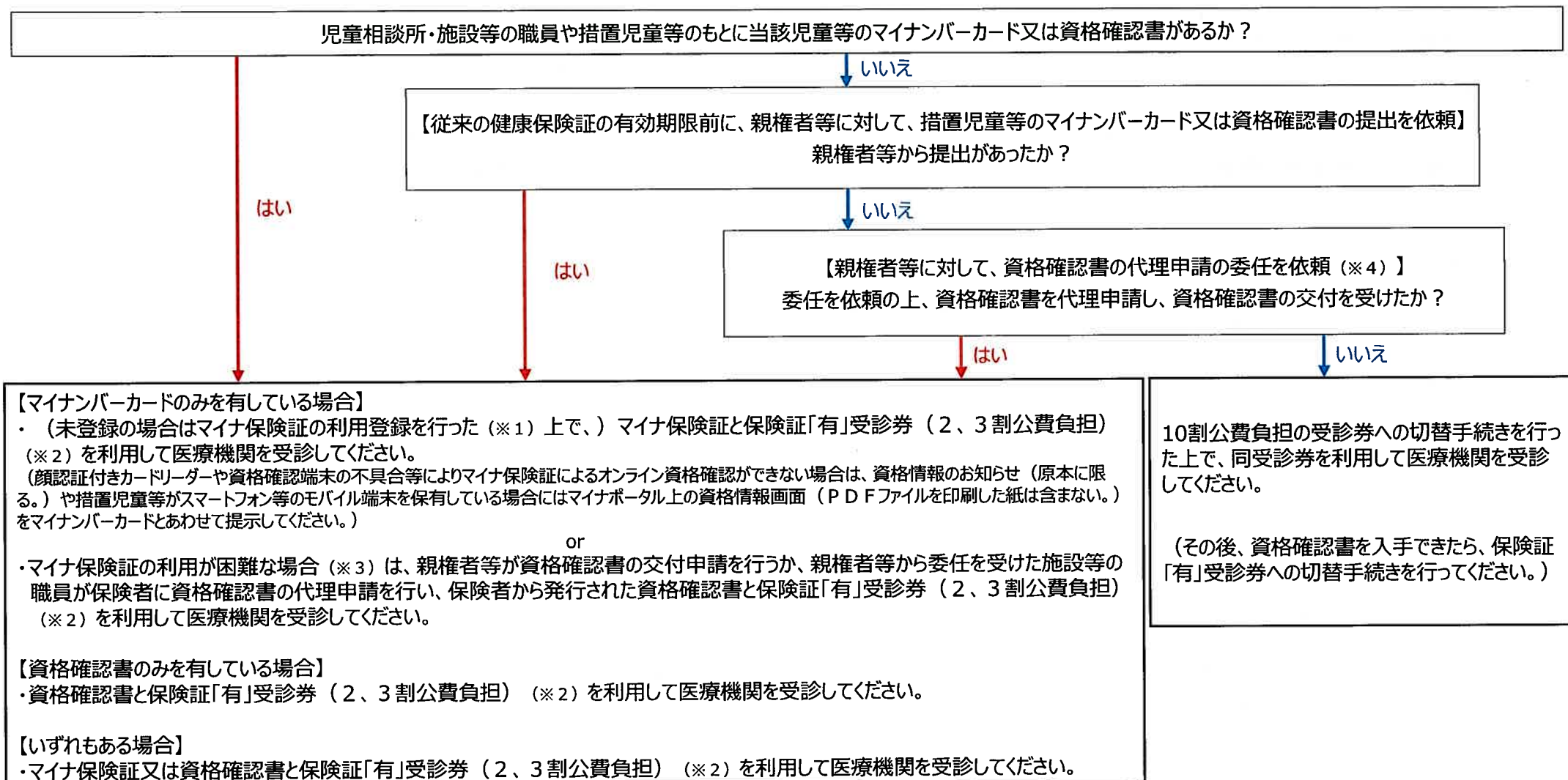
- ・（利用登録されているが、）マイナ保険証での利用が難しい場合として、資格確認書を代理申請する手続

- ・（利用登録されておらず、）親権者等に交付された資格確認書が紛失している場合として、資格確認書の再交付を代理申請する手続

また、代理申請の場合、資格確認書は親権者等の元に送付されることとなるが、親権者等と調整の上、交付先を施設又は児童相談所等に変更することも可能。

② 医療機関を受診する場面に必要な対応のフロー図【簡易版】

保険証「有」受診券（２、３割公費負担）を有しており、医療機関を受診する場面について、措置児童等が置かれている状況をもとに、児童相談所・施設の職員等に行っていただく対応を整理すると以下のとおり。



（※１）措置児童等自身によるマイナ保険証の利用登録が難しい場合は、親権者・施設職員等がフォローして登録することが可能。

（※２）従来の健康保険証の有効期限切れに伴い、保険証「有」受診券（２、３割公費負担）を更新する必要がある場合は、更新手続きを行ってください。

（※３）被措置児童が「顔写真無しマイナカード」を有している場合を含む。また、代理申請の場合、資格確認書は親権者等の元に送付されることとなるが、親権者等と調整の上、交付先を施設又は児童相談所等に変更することも可能。

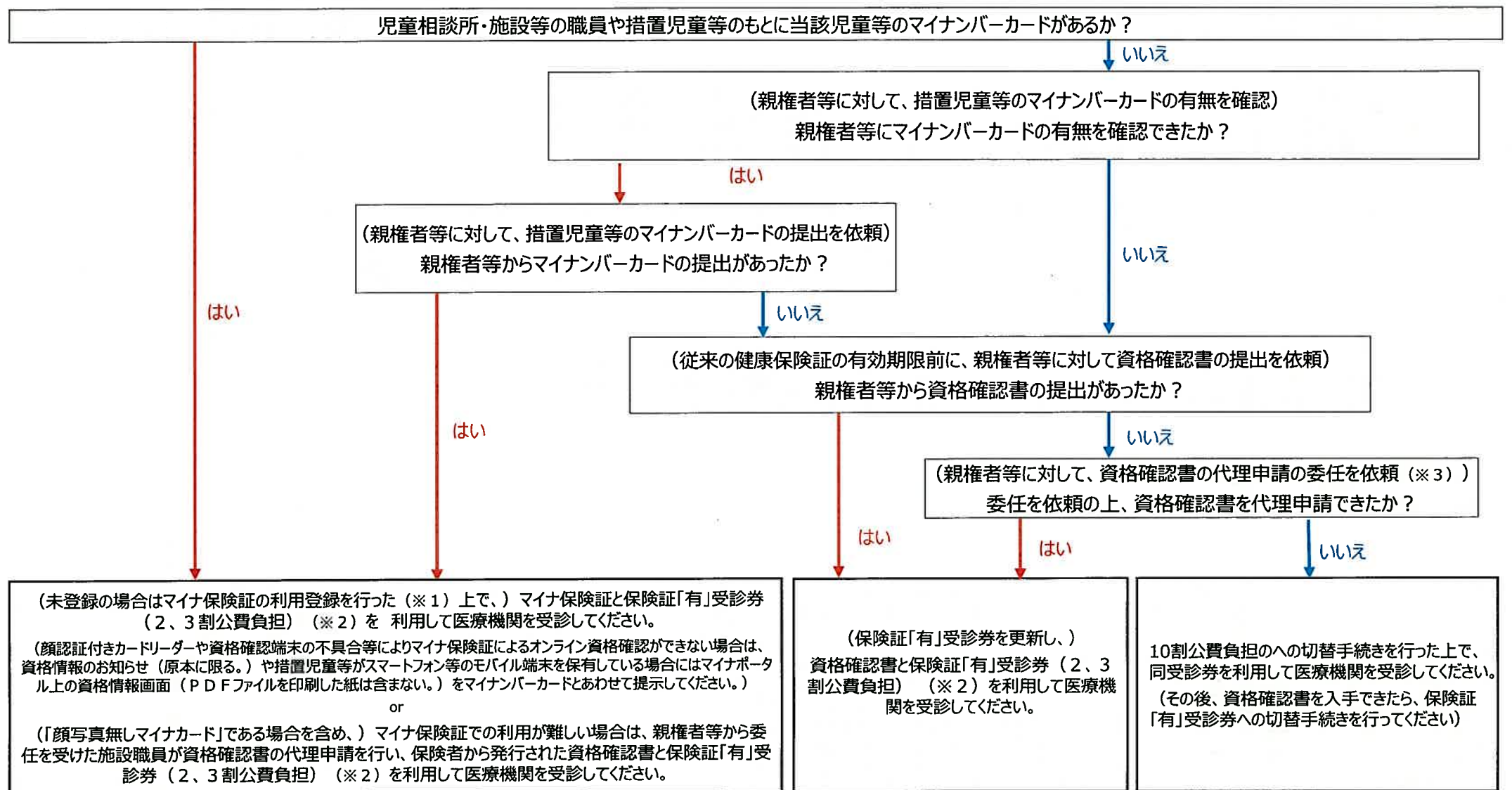
（※４）マイナ保険証の利用登録の有無が不明の場合は、資格確認書が後日親権者等宛てに交付される可能性があるため、直ちに代理申請の委任の依頼は不要。その上で、代理申請にあたっては、マイナ保険証の利用登録がされているかどうか分からないケースもあり、以下２パターンがあり得る。

・（利用登録されているが、）マイナ保険証での利用が難しい場合として、資格確認書を代理申請する手続

・（利用登録されておらず、）親権者等に交付された資格確認書が紛失している場合として、資格確認書の再交付を代理申請する手続

② 医療機関を受診する場面に必要な対応のフロー図【詳細版】

保険証「有」受診券（２、３割公費負担）を有しており、医療機関を受診する場面について、措置児童等が置かれている状況をもとに、児童相談所・施設の職員等に行っていただく対応を整理すると以下のとおり。



（※１）措置児童等自身によるマイナ保険証の利用登録が難しい場合は、親権者・施設職員等がフォローして登録することが可能。

（※２）従来の健康保険証の有効期限切れに伴い、保険証「有」受診券（２、３割公費負担）を更新する必要がある場合は、更新手続きを行ってください。

（※３）マイナ保険証の利用登録の有無が不明の場合は、資格確認書が後日親権者等宛てに交付される可能性があるため、直ちに代理申請の委任の依頼は不要。その上で、代理申請にあたっては、マイナ保険証の利用登録がされているかどうか分からないケースもあり、以下２パターンがあり得る。

- ・（利用登録されているが、）マイナ保険証での利用が難しい場合として、資格確認書を代理申請する手続
 - ・（利用登録されておらず、）親権者等に交付された資格確認書が紛失している場合として、資格確認書の再交付を代理申請する手続
- また、代理申請の場合、資格確認書は親権者等の元に送付されることとなるが、親権者等と調整の上、交付先を施設又は児童相談所等に変更することも可能。

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 25 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁支援局虐待防止対策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

マイナ保険証への移行に伴う措置等に係る医療における受診券の発行等について

児童福祉行政につきまして、平素より御尽力いただき御礼申し上げます。

現在、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく措置等（同法第 22 条第 1 項に規定する助産施設における助産の実施、第 27 条第 1 項第 3 号及び第 2 項に規定する措置並びに第 33 条第 1 項に規定する一時保護をいう。以下同じ。）に係る医療における受診券の発行手続については、「児童福祉法の規定に基づく療育の給付、措置等に係る医療の給付に関する取扱いについて」（平成 27 年 3 月 31 日雇児福発 0331 第 1 号・雇児母発 0331 第 2 号、障障発 0331 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・母子保健課長、社会・援護局障害福祉保健部障害福祉課長通知）においてお示ししているところです。

現行の健康保険証については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、本年 12 月 2 日から新規発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとしています。

受診券発行に際しては、健康保険証により措置児童等の医療保険資格情報（保険者名及び被保険者番号等をいう。以下「資格情報」という。）を確認することとしているところ、マイナ保険証の券面情報では、資格情報を確認することができないことから、下記のとおり取り扱うこととしたので、御了知の上、受診券発行事務等の適正な実施を図られるようお願いいたします。

また、各都道府県、指定都市及び中核市担当者におかれましては、管内市町村担当者及び関係施設等に本事務連絡を周知していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 受診券発行時における資格情報の確認方法について

(1) 措置児童等がマイナ保険証の利用登録をしている場合

「資格情報のお知らせ」やマイナポータル上の「資格情報画面」（マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルを含む。以下同じ。）等の提示を求め、資格情報の確認を行うこと。

※ 「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証を保有する者に対して各保険者から交付されるもので、受診券の発行手続においては、原本のほか、写しによる確認も可能である。

※ 「資格情報画面」は、マイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインし、マイナポータル画面上に当該マイナンバーカードの所有者の資格情報を表示させたものであり、その内容をPDFファイル化してダウンロードすることが可能である。受診券の発行手続においては、

- ・ 措置児童又は親権者等のスマートフォン等のモバイル端末からマイナポータルにログインし、表示された資格情報を確認する
 - ・ 措置児童又は親権者等があらかじめ自身のスマートフォン等のモバイル端末からマイナポータルにログインし、資格情報をPDFでダウンロードしたものを確認する
 - ・ 当該PDFファイルを印刷した紙を確認する
- 等の確認方法が考えられる。

(2) 措置児童等がマイナンバーカードを保有していない場合又はマイナ保険証の利用登録をしていない場合

「資格確認書」の提示を求め、資格情報の確認を行うこと。

※ 「資格確認書」については、原則、被保険者本人の申請に基づき各保険者が交付することとしているが、当面の間、マイナ保険証を保有しない者等に対しては、申請によらず各保険者が交付することとしている。資格確認書の有効期限は5年以内で、各保険者が定めることとしており、当該有効期限は資格確認書中に明記することとしている。受診券の発行手続においては、原本のほか、写しによる資格確認も可能である。

なお、令和6年12月1日時点で発行されている現行の健康保険証については、最大で1年間、従前のおり使用することが可能であるため、それまでの間は、(1)及び(2)のいずれの場合においても、引き続き、健康保険証により確認することが可能である。

また、親権者等の意に反する措置等である場合等においては、上記のいずれの方法によっても措置児童等の資格情報が確認できない可能性が考えられる。この場合は、現行の運用と同様、資格情報を記載せずに受診券を発行することとし、措置児

童等の医療に要する費用については、その全額を公費により負担することとする。

2. 医療機関等の受診時において提示する書類について

(1) 措置児童等がマイナ保険証の利用登録をしている場合

医療機関等の窓口において、受診券及びマイナ保険証を提示すること。この場合、医療機関等の職員は受診券の券面及びマイナ保険証によるオンライン資格確認により、措置児童等の資格情報を確認することとなる。

オンライン資格確認に当たっては、原則、顔認証又は暗証番号入力による本人確認が必要となるが、措置児童等の暗証番号を入力できない場合にあっては、顔認証により本人確認を行うこと。なお、顔認証又は暗証番号入力ができない場合は、医療機関等の職員による目視確認をもって本人確認をすることも可能である。

顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の不具合等によりマイナ保険証によるオンライン資格確認ができない場合は、資格情報のお知らせ（原本に限る。）や措置児童等がスマートフォン等のモバイル端末を保有している場合にはマイナポータル上の資格情報画面（PDFファイルを印刷した紙は含まない。）をマイナンバーカードとあわせて提示することで、資格情報を確認した上での受診が可能となる。

このため、受診券発行時には、措置児童等の親権者等から許可をとった上で措置児童等の資格情報のお知らせ（原本に限る。）を預かり、措置先となる施設等において適切に保管しておくこと。

※ 令和6年12月2日以降、マイナンバーカードの交付申請時において1歳未満である者については、顔写真のないマイナンバーカード（5歳の誕生日を迎える日まで利用可）が交付されることとなる。この場合、顔認証及び目視確認による本人確認ができないこととなるため、資格情報のお知らせをマイナンバーカードとあわせて提示すること。

(2) 措置児童等がマイナンバーカードを保有していない場合又はマイナ保険証の利用登録をしていない場合

医療機関等の窓口において、受診券及び資格確認書（原本に限る。）を提示すること。この場合、医療機関等の職員は受診券及び資格確認書の券面により、措置児童等の資格情報を確認することとなる。

受診券発行時には、措置児童等の親権者等から許可をとった上で措置児童等の資格確認書を預かり、措置先となる施設等において適切に保管しておくこと。

なお、令和6年12月1日時点で発行されている現行の健康保険証については、最大で1年間、従前のとおり使用することが可能であるため、それまでの間は、(1)及び(2)のいずれの場合においても、引き続き、受診券及び健康保険証を提示することにより受診することが可能である。

また、受診券に資格情報が記載されていない場合は、現行の運用と同様、当該受

診券のみを医療機関等の窓口に提示すること。

3. その他留意事項

児童福祉施設におけるマイナンバーカードの取扱いについては、「施設等における特定個人情報の取扱いについて」（平成 27 年 12 月 17 日付厚生労働省医政局、雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局及び情報政策担当参事官事務連絡）において示しているとおり、利用者（措置児童等）本人、家族や成年後見人等の代理人がマイナンバーカードを保管することを基本とするが、利用者本人による保管が困難で、かつ家族や成年後見人等の代理人が不在の場合については、施設等において保管して差し支えない。

なお、施設等における管理の際には、例えば、紛失防止のための鍵付きのロッカー等に保管すること、出し入れした日時など管理の記録をつけることや職員のうちマイナンバーカードの管理を行う者の範囲を定めておくこと等が考えられる。

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行した後においても、個人情報が漏洩することのないよう、上記事務連絡や個人情報保護法等の関係法令等に基づき、マイナ保険証等の資格情報に係る書類を適切に取り扱うこととされたい。